

ノルウェー政府による全国における規制措置の強化（3月24日現在）

●3月23日、ノルウェー保健介護省は、多くの者の移動が予想されるイースター休暇（注：ノルウェーでは4月1日～同5日）を前にして、感染地域のさらなる拡大を防止するためとして、現在適用されている全国的な感染拡大対策措置を強化するとのプレスリリースを発出しました。その概要は以下のとおりです。

なお、ノルウェー政府は右措置を3月25日午前0時から当分の間適用し、4月12日までには新たな措置を検討するとしています。

1 全国に適用される新たな推奨措置

- (1) 人と取るべき距離を最低1mから最低2mに変更する。
- (2) 個人宅への訪問は最大2名までとする。
- (3) 感染率の高い地域の居住者は、宿泊を伴う訪問をしたり訪問客の受け入れをすべきではない。一人暮らしの者や20歳未満の子どもや若者は、1人又は2人の特定の友人からの宿泊を伴う訪問を受け入れることができる。
- (4) できるだけ社会的接触を避けるべきである。
- (5) 2mの距離を保つことができないすべての場所でのマスクの使用を推奨する。
- (6) 地元のショッピングセンターや商店のみで買い物することを推奨する。
- (7) 以下の例外を除き、不要不急のすべての移動の延期を推奨する。

ア 在宅勤務では対応が不可能な場合の出勤。

イ 家族と同居していない学生の実家への帰省。

ウ 生計を共にする者との別荘への移動。

(8) 4月6日から、総合・単科大学及び専門学校は、オンライン授業を実施することが決定されていたが、開始日を3月25日に前倒しする。

2 全国に適用される新たな規制措置

- (1) アルコールの提供を全国で禁止する。
- (2) プロのトップアスリートを除き、成人を対象とした屋内の団体スポーツ及び団体余暇活動は禁止される。
- (3) トレーニングセンターは、自治体の居住者のみを対象に開放することができる。リハビリ、個別トレーニング及び治療のための利用はその例外となる。
- (4) スイミングプールは閉鎖されるが、水泳トレーニングをする子ども及びリハビリのためにプールを必要とする者を対象に開放することができる。
- (5) 遊園地、ビンゴホール、および同様の娯楽施設は閉鎖される。
- (6) 雇用主は、実際に可能な限り、すべての職場において従業員が在宅勤務できるよう努める必要がある。

(7) 不必要な海外旅行をしてノルウェーに帰国する者は、自主隔離期間全てを自主隔離ホテルで過ごさなければならない。これは3月29日零時から適用される。

(8) 予定されているすべてのイベントの中止を推奨する。イベントを延期できない場合は、以下のルールが適用される。

ア 屋内では、固定の指定席が用意されたイベントに20人までの参加を可とする。

イ 屋内では、同じ自治体のスポーツチームに所属する20歳未満の者のスポーツイベントに50人までの参加を可とする。

ウ 屋外イベントへは50人までの参加を可とする。

エ 固定の指定席が使用される埋葬及び葬儀には50人までの参加を可とする。

3 最も厳格な地域的措置の継続

ノルウェー政府はこれまで70の自治体に最も厳格である「A」レベルの措置を導入しており、これは引き続き維持される。

4 詳しくは、以下の3月23日付ノルウェー保健介護省プレスリリースをご参照ください。

<https://www.regjeringen.no/no/aktuelt/regjeringen-innforer-strengere-nasjonale-tiltak/id2841039/>

5 全ての自治体は、地域の感染状況に基づいて厳格な規制措置と推奨措置を導入することができるとされています。

つきましては、在留邦人の皆様におかれましては、居住地を管轄する自治体の最新の推奨措置や規制措置に係わる情報を確認されることをお勧めいたします。

【問い合わせ先】

在ノルウェー日本国大使館 領事班

電話： (+47) 2201-2900

メール： ryouji@os.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信停止をご希望の方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

URL： <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国、第三国に転居した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

URL： <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>